

基 発 第 92 号
平成元年 3 月 1 日
改正 基 発 第 165 号
平成 5 年 3 月 17 日
" 基 発 第 143 号
平成 9 年 3 月 11 日
" 基 発 0812 第 1 号
平成 27 年 8 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の
拘束時間及び休息期間の特例について

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第 7 号。平成 3 年労働省告示第 79 号、平成 4 年労働省告示第 99 号及び平成 9 年労働省告示第 4 号により改正されたものをいい以下「改善基準」という。)第 4 条第 3 項各号(第 4 条第 6 項により準用する場合を含む。)及び第 5 条第 3 項各号に該当する場合における一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間については、下記によることとしたので通知する。

記

- 1 業務の必要上、勤務の終了後継続 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
 - (1) 業務の必要上、勤務の終了後継続 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数²の 2 分の 1 を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び後続時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1 日(始業時刻から起算して 24 時間をいう。)において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上でなければならないものとする。
 - (2) 上記(1)は下記 4 (1) の自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合及び下記 4 (2) の自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに 2 時間を超えて乗船する場合には適用しないものとする。
- 2 自動車運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合
自動車運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)においては、改善基準第 4 条第 1

項第2号前段及び第5条第1項第2号前段の規定にかかわらず最大拘束時間を20時間まで延長することができるものとし、同号後段の規定は、適用しないものとする。

また、休息期間は改善基準第4条第1項第3号及び第5条第1項第3号の規定にかかわらず4時間まで短縮することができるものとする。

3 自動車運転者が隔日勤務に就く場合

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、改善基準第4条第1項第1号から第3号及び第5条第1項第1号から第3号までの規定並びに上記1及び2にかかわらず、次の条件の下で隔日勤務に就かせることができるものとする。

(1) 2暦日における拘束時間は、21時間を超えてはならないものとする。

ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長とすることができるものとする。この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができないものとする。

(2) 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

4 自動車運転者がフェリーに乗船する場合

自動車運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者のフェリー乗船時間(a)は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者のフェリー乗船時間(a)のうち2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱うものとする。

(3) 上記(1)及び(2)により休息期間とされた時間を改善基準第4条第1項第3号及び第5条第1項第3号の規定(ただし、2人乗務の場合には上記2、隔日勤務の場合には上記3の(2))により与えるべき休息期間の時間から減ずることができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間(c)は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間(b)の2分の1を下回ってはならないものとする。

